

しんせいしょ か かた
申請書の書き方
 ※黒色のボールペンで、ていねいに書いてください。
 ※年月日は19XX年、20XX年で書いて良いです。

A：「大阪市習い事・塾代助成カード」を使う子ども
a：Aが生まれた日

B：申し込む人
b：Bが生まれた日

ゆうびん だ ひ を か
 郵便で 出す日 を 書いて ください。

みょうじ
 苗字(Surname)を 書いて ください。
 なまえ
 名前(Given name)を 書いて ください。
 じゅうみんひょう おな なまえ か
 住民票と 同じ名前を 書いて ください。
 ※「住民票」のことは 区役所に 聞いて ください。
 なまえ か ばあい なまえ まちが
 名前が 書いてある 場合は 名前が 間違っていないか
 かくにん
 確認して ください。

Aは おとこ おんな
 Aは 男か女か どちらかに を 書いて ください。

いま (ゆうびん だ ひ) す
 今(郵便で 出す日) 住んでいる ところを 書いて ください。
 す ばあい
 住んでいる ところが 書いてある 場合は
 か かくにん
 書いてある 内容が 間違っていないか 確認してください。

せい みょうじ
 姓は 苗字(Surname)を 書いて ください。
 めい なまえ
 名は 名前(Given name)を 書いて ください。
 じゅうみんひょう おな なまえ か
 住民票と 同じ名前を 書いて ください。
 ※「住民票」のことは 区役所に 聞いて ください。

Aと**B**の かんけい を か
 AとBの 関係を 書いて ください。

おおさかし なら こと じゅくだいじよせい りよう とうろくしんせいしょ
大阪市習い事・塾代助成カード利用登録申請書
 (第1号様式)
 (あて先) 大 阪 市 長 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 (新規申請用)
 [大阪市習い事・塾代助成事業同意事項]のすべての内容に同意の上、カードの利用を申請します。

児童・生徒	フリガナ	オオサカ	ハナコ	生年月日	平成 〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	大阪	花子	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
申請者	フリガナ	オオサカ	マナブ	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 〇〇年〇〇月〇〇日
	氏名	大阪	学	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 大阪市北区〇〇1丁目2番3号 ★マンション505号 <input type="checkbox"/> マンション601号			
住所		〒□□□-□□□□			
児童・生徒との続柄		<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ()		児童・生徒との同居の別	
電話番号		090-1234-0000			

おおさかし なら こと じゅくだいじよせい じぎょう どうい じごう
大阪市習い事・塾代助成事業同意事項
 大阪市習い事・塾代助成カード(以下、「カード」という。)の利用登録申請に際し、以下の事項に同意します。

- カードは、券面に記載された本人が学校外教育サービスを受ける際の費用の助成を受けるために使用するものであり、他人に使用させてはならず、また、カードの換金、交換、譲渡、寄託、質入、担保提供等を行わないこと。
- 虚偽の申請によりカードの利用登録を受け、若しくは利用登録を受けようとした場合、他人に代わり助成を受けようとした場合、他人に助成を受けさせようとした場合、又は、偽りその他不正な行為を行った場合は、不正に助成を受けた金額及びカードを大阪市へ直ちに返還しなければならないこと。なお、これらの不正な行為を行った者は、今後、本事業の対象とならない場合があること。
- 利用登録申請に不備がある場合には不備が補正されたのちの審査となるため、大阪市から委託を受けた運営事業者の指示に従い、不備を補正すること。申請者が相当の期間内に不備の補正を行わなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなされること。
- 申請内容に変更が生じた場合は、大阪市から委託を受けた運営事業者を通じて速やかに大阪市長に申し出ること。また、大阪市での資格再審査により助成資格を喪失する場合は、喪失した期間に助成を受けた金額を返還すること。
- 本申請に基づく資格審査に際して、関係公簿(申請者、児童・生徒及びその世帯の住民基本台帳等)を大阪市が閲覧すること。また、公簿で確認できない事項については関係書類を提出すること。
- 大阪市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を扱うこと。
- 利用登録決定後、助成の要件について疑義が生じた場合は、助成が行われない場合があること。
- 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、その他品質を大阪市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他の関係者に損害が発生した場合でも大阪市及び大阪市から委託を受けた運営事業者が一切の責任を負わないこと。
- 大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱を遵守すること。

Aは 〇〇年〇〇月で X年生 です。
 数字に を 書いて ください。

まちが 間違えたら、間違えたところに 横線を 2本 書いて ください。

Bは**A**と 一緒に 住んでいますか。
 →はい
 ○「同居」に を 書いて ください。
 ○上の「住所」の「児童・生徒住所と同一」に を 書いて ください。
 →いいえ
 ○「別居」に を 書いて ください。
 ○上の「住所」に 住んでいる ところを 書いて ください。

Bと 電話が できる 番号を 1つ 書いて ください。
 ※事務局が 電話をすることが あります。

「大阪市 習い事・塾代 助成カード」を 申し込むための 同意書です。
 同意書は 「大阪市 習い事・塾代 助成カード」を 使うための 約束です。
 同意書は 大阪市 習い事・塾代 助成 事業の ホームページでも 読むことができます。